

旭市配食サービス 申請前チェックリスト

配食サービスの利用を希望される方へ…

～安否確認を目的としている事業のため、利用される方の生活状況を確認させていただきます～

◎全ての項目にチェックが入った方が対象者です

☒	項 目
☐	1) 疾病等により、または心身の状態に不安がある等の理由で調理が困難 (「調理経験がない」、「高齢のため」は対象になりません) 例:長時間立っていることができない、麻痺など手足が不自由
☐	2) 親族等による訪問や見守りがないため、訪問による安否確認が必要
☐	3) 同敷地内や隣地に家族や親族はいない(同一住所で世帯分離も対象外)
☐	4) 緊急連絡先があり、以下の事項について同意している ■氏名、連絡先などの情報を関係者へ提示すること ■緊急時に連絡があった場合、安否確認の対応をすること
☐	5) 定期的な外出がなく、配食利用日は在宅である 例:配食利用日にデイサービスの利用がない、車の運転ができない
	6) 以下の事項について了承している
☐	■ <u>配達の時間指定はできません</u> (配達時間の目安は午前10時30分～午後1時)
☐	■ <u>お弁当の中身に関する個別対応は行っておりません</u> 例: <u>アレルギー対応食やカロリーや塩分等の制限食への変更は不可</u> (ごはんをおかゆにする、きざみ食にすることは可能)
☐	■ <u>安否確認を目的としているため、配達員による手渡し</u> が原則 (ボックス等による置き配はいたしません)
☐	■ <u>配食が不要の際には前日(前日が休日の場合直前の市役所開庁日・月～金曜日午前8時30分～午後5時15分)までにご連絡いただくこと</u> 当日不在だった場合には、お弁当を持ち帰る(料金は発生します)ほか、安否確認の連絡が入ります(緊急連絡先を含む)
☐	■ <u>利用料は口座振替による引き落としとさせていただきます</u> 【新規申込の方へ】審査の結果、該当となり決定通知書が届きましたら、金融機関にて口座振替のお手続きをお願いいたします
☐	■ <u>未納の利用料が2か月以上となった場合、配食サービスを停止すること</u>

利用者本人 確認欄

令和 年 月 日 利用者氏名

代筆者 (関係:)